

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	全般	半角/全角の修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-14, 20, 27, 33, 45, 48, 52, 59, 60, 61, 68, 70, 71, 77, 78, 79, 127, 129, 131, 147, 150, 203, 206, 209	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器下部への注水及び原子炉容器への注水作業について作業時間見直しによる時間変更を実施。 原子炉容器下部への注水 海 320分→335分 代替給水ピット 260分→275分 原水槽 295分→310分 原子炉容器への注水 海 250分→260分 代替給水ピット 180分→185分 原水槽 225分→235分	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-54	手順着手の判断基準について適正化を実施 (下線部参照) (旧)全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合において、 <u>熔融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、熔融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、炉心が損傷し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、熔融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。</u> (新)全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合或いは補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、 <u>熔融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、炉心が損傷し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、熔融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に(格納容器再循環サンプ水位(広域)71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8-54	操作の成立性について誤記を修正する。(下線部参照) (旧)上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合 (新)上記の操作は、運転員(中央制御室)1名、運転員(現場)1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8-104, 105, 106, 107	第1.8.2表 監視計器一覧(10/23)～(13/23)において、操作欄に記載している手順の飛び先を修正した。(下線部参照) 【修正例】 (旧)1.8.2.1(1) <u>b.</u> (b) ii. と同様。 (新)1.8.2.1(1) <u>a.</u> (c) ii. と同様。	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8-118	第1.8.3表「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備のうち、「非常用直流電源設備」の設備名称の見直し(下線部参照) (旧)設備名称: 非常用直流電源設備 (新)設備名称: 所内常設蓄電式直流電源設備	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8.128	誤記訂正(下線部参照) (旧)概略図 (新)概要図	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8-137, 139, 154, 158, 159, 162, 182, 185	以下の記載について適正化を実施(技術的能力1.4コメント回答反映)(下線部参照) (修正例) (旧)炉心発熱有効長上端の0.5m下 (新)格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8-137, 139	フローチャート内の記載について適正化を実施(下線部参照) (旧)格納容器 (新)原子炉格納容器	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1.8-137, 139	フローチャート内の記載について適正化を実施(下線部参照) (旧)自然対流冷却 (新)格納容器内自然対流冷却	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1. 8-138, 139, 140, 142, 143, 144	フローチャート内の記載について海水及び淡水による燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給の優先順位見直しに伴い、以下の記載を修正。 (下線部参照) また※の削除による他の※番号の繰り上がり (旧)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか ^{※7} (想定時間内にアクセス可能か) (新)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1. 8-146, 149	以下の設備の記載について適正化を実施 (下線部参照) (旧)代替所内電気設備 <u>新設</u> (新)代替所内電気設備 <u>既設新設</u>	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1. 8-151	以下の設備の記載について適正化を実施 (下線部参照) (旧)B-充電ポンプ <u>既設新設</u> (新)B-充電ポンプ <u>既設</u>	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1. 8-152	電源構成図について以下の修正を実施 ・ 6.6kV 6-D母線に給電するラインの適正化 ・ 各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1. 8-166, 167, 177, 178	格納容器サンプ最低レベルのマスキングを削除 (非公開から公開)	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r. 6.0)	1. 8-172	蒸気発生器室床面高さ及び通路高さの修正 (下線部参照) (旧)T. P. 17. 3m (新)T. P. 17. 8m	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-172	下記について、記載表現の修正を実施（下線部参照） (旧)T.P.17.3mの通路及びT.P.12.1・10.4mの通路等 (新)T.P.17.8mの通路及びT.P.12.1 <u>m</u> , T.P.10.4mの通路等	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-197, 201, 203, 205, 206, 208, 209, 211, 212	2. 操作場所に写真の操作場所だけでなく、全操作場所を追記	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-202	「消火水系配管と格納容器スプレイ系配管との接続のための可搬型ホース接続後」の記載に「(運転員(現場)B)(原子炉補助建屋 T.P.10.3m)」を追記	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-203, 206, 209	可搬型ホース敷設箇所の敷設ルート、敷設長さ、本数について修正	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)	1.8-206	作業内容の見直しに伴い、以下の手順の時間を見直し（下線部参照） 【代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水】 ・添付資料1.8.10-(1) (旧)訓練実績等200分 (新)訓練実績等225分	